

(様式第1号)

■ 会議録 □ 会議要旨

| | | | |
|-------|-----------------------------|---------|---------------------------|
| 会議の名称 | 令和5年度第1回芦屋市青少年問題協議会 | | |
| 日時 | 令和5年6月1日(木) 午後2時～午後4時 | | |
| 場所 | 芦屋市役所南館4階 第1委員会室(オンラインとの併用) | | |
| 出席者 | 委員 | 渡部 昭男 | (大阪成蹊大学 特別招聘教授) |
| | 委員 | 山下 晃一 | (神戸大学大学院 教授) |
| | 委員 | 入江 祝栄 | (芦屋市青少年育成愛護委員会 会長) |
| | 委員 | 進藤 昌子 | (芦屋市保護司会) |
| | 委員 | 平井 恭子 | (芦屋市PTA協議会 副会長) |
| | 委員 | 竹内 安幸 | (芦屋市自治会連合会 監査) |
| | 委員 | 山田 佐知 | (芦屋市民生児童委員協議会 主任児童委員) |
| | 委員 | 大川 啓子 | (芦屋市子ども会連絡協議会 常任理事) |
| | 委員 | 中谷 洋美 | (市民公募委員) |
| | 委員 | 大石 健二 | (芦屋市立潮見中学校 校長) |
| | 委員 | 谷 憲太郎 | (芦屋警察署生活安全課 課長) |
| | 委員 | 田嶋 修 | (芦屋市教育委員会 教育部社会教育室長) |
| | 報告者 | 久保田 あずさ | (芦屋市こども福祉部 こども家庭総合支援担当課長) |
| 欠席者 | | | |
| 事務局 | 芦屋市教育長 | 福岡 憲助 | |
| | 青少年愛護センター所長 | 富田 泰起 | |
| | 青少年愛護センター所長代理 | 花尾 廣隆 | |
| | 青少年愛護センター所長補佐 | 中寫 健太 | |
| 会議の公開 | ■ 公開 | | |
| 傍聴者数 | 0人 | | |

1 会議次第

(1) 開会あいさつ

(2) 議事

子育てを取り巻く現状について(こども家庭・保健センター 子ども家庭総合支援担当課長)

第3期芦屋市子ども・若者計画(令和7年度～)について(教育委員会 青少年愛護センター)

2 提出資料

(1) 次第 令和5年度第1回芦屋市青少年問題協議会

(2) 教育費支援情報に関する自治体の広報の在り方

3 審議内容

事務局花尾 皆さんこんにちは。本日は、ご多忙のところ、令和5年度第1回芦屋市青少年問題協議会にご出席いただきありがとうございます。なお、今回もオンライン会議と併用して開催しておりますのでご理解、ご協力をお願いします。私は、議事に入るまでの進行をさせていただきます、青少年愛護センターの花尾でございます。よろしくお願いいたします。

今回は、人事異動や役職交代で退任された委員がおりますので、最初に委嘱状の交付で

すが、本来ならば、教育長から直接お渡しさせていただくものですが、議事の都合上、お時間も限られておりますことから、机上配布とさせていただきます。ご了承ください。

それでは、只今より、令和5年度第1回芦屋市青少年問題協議会を開催します。

この協議会は、地方青少年問題協議会法及び芦屋市青少年問題協議会条例に基づき、開催するものであります。

また、この会議の定足数は、芦屋市青少年問題協議会条例（第6条）により、委員の半数となっております。本日は、12名の方全員が出席されていますので本協議会が成立しておりますことをご報告いたします。

今回は、議事1「子育てを取り巻く現状について」の説明のために、こども福祉部こども家庭総合支援担当久保田主幹に出席していただいております。よろしくお願いいたします。

それでは、福岡教育長ご挨拶をお願い致します。

福岡教育長 （あいさつ）

事務局花尾 ありがとうございます。続きまして渡部会長からご挨拶をお願いします。

渡部会長 （あいさつ）

事務局花尾 それでは、各委員の自己紹介をお願いします。

各委員 （自己紹介）

事務局花尾 教育長は、他の公務がございますので、ここで退席させていただきます。続きまして事務局の職員を紹介させていただきます。

事務局富田 （事務局紹介）

事務局花尾 次に青少年問題協議会の進め方について説明をさせていただきます。芦屋市情報公開条例第19条の規定に基づき、この協議会を原則公開にしたいと思います。なお、非公開情報が含まれる場合や公開することにより、公正または円滑な審議ができない場合には、非公開とすることができます。その際には、ご発言の前にお申し出ください。また、会議の発言内容につきましては、録音させていただきます。

委員の皆様には後日、確認をしていただき、会議録として市ホームページに掲載し公開いたしますので、ご了解をお願いいたします。本日は傍聴の方はいらっしゃいません。

次に本日の配布資料の確認をさせていただきます。（資料の確認）

ここから渡部会長、司会進行よろしくお願いします。

渡部会長 「子育てを取り巻く現状について」、こども家庭・保健センター こども家庭総合支援担当からご説明をお願いします。

久保田主幹 こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センターのこども家庭総合支援担当の久保田と申します。よろしくお願いいたします。この4月に組織改正がございまして、国が令和6年の4月1日を目標に、こども家庭センターを各市町村に設置しなさいという児童福祉法の改正がある中で、それを1年前倒しにして、本市は取り組んだということで、こども家庭・保健センターという組織が新たにできております。

子ども・子育てを取り巻く現状ということで、私は、30年ぐらい本市に勤めているのですが、最初は保健センターに入って、保健師なので、母子保健の仕事をしておりました。その当時は、乳幼児健診や1歳半・3歳児健診などでお子さんの様子を見せてもらう中で、ちょっと自閉的な傾向があるとか、ちょっと言葉が遅いとかというのを思った時に、「ちょっとお子さん自閉症っぽく…」とか、「あのちょっと言葉が…」とか言った瞬間に、「うちの子、

異常なんですか？」みたいな感じで仰っていたのが、最近は「うちの子、発達障がいじゃないですか？」というお母さんがすごく増えていて、「違いますよ」と言っても、「検査を、病院を」というぐらい、この30年で親御さんの意識も環境もすごく変わったと思っております。そういうことを踏まえて、簡単に今の本市の現状についてご説明させていただけたらと思います、お時間をいただきました。

平成28年に大きく児童福祉法が改正されました。それまでは子どもは保護する対象だったのが、子どもも権利の主体であるという形で明記されたのが、この平成28年でした。

基本として、子どもは家庭で育てる必要があるということと、虐待などが起こった場合に関して、起こらないようにする方が大事だという予防的な観点で、より住民に近い市町村で支援をしっかりと行っていきましょと、大きく方向性が変わったのが平成28年改正でございます。

児童相談所、県ではこども家庭センターという名前ですけれども、基本的に県が作っている施設になりまして、市だとコロナ対応を行った健康福祉事務所も県の施設、こども家庭センターは、芦屋を所管しているのは、西宮になるのですが、西宮こども家庭センターは県の施設で、県の職員さんがいらっしゃいます。市には、その窓口がなかったのですが、それをしっかりと作ったのが、今回のこども家庭センターという位置づけになっております。

次のスライドにいきますと、「児童の権利に関する条約」ということで、国が、世界の児童の権利に関する条約に批准した内容になっております。

続きまして、児童虐待です。痛ましい事案が近年非常に増えてきております。子どもの虐待というのが、大きく4類型に分かれております。身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクトの4つになっております。

虐待に関しては、高齢者の虐待であったり、障がい者の虐待というものもあるんですが、それらと子どもの虐待の一番大きな違いというのは、大人の虐待には経済的虐待というのが入って5類型となっております。

でも、子どもというのは親権者がいるということで、この親権がからむところで、4類型となっております。

次のスライドは、国の統計でございます。紫色が心理的虐待です。ものすごく増えてきています。一番伸び率が高いのが心理的虐待です。なぜこんなに心理的虐待が増えたかと言いますと、例えば夫婦喧嘩とか暴力行為とか、そういったものを子どもの目の前で見せる、そういうのは心理的な虐待に値するというので、家庭内での暴力事案が発生した場合、警察からの通報を受けて、子どもの面前でもDVがあったという形で、面前DVを心理的虐待と捉えるという枠組みに変わった関係で、心理的虐待が非常に増えているところでございます。

次のスライドですが、年齢です。非常に痛ましいことなんですけれども、日本では、心中を除く虐待において年間60人近くの子どものお亡くなりになっている現状がございます。

60人近くの、半分以上が、0歳児で亡くなっているということをお是非知っていただきたいです。0歳児、0日死亡というのが、非常に多くなっていて、望まない妊娠とか、気づかない間に妊娠してしまったということです。子どもが知らない間に妊娠したり、妊娠した子どもをどう対処していいのかわからなくて、亡くなってしまいうという痛ましい事件が、後を絶たないという現状がございます。

次に、主な加害者です。赤が実母になります。死亡した子どもの主な加害者はお母さんが

過半数です。決して愛情がないわけではないけれども、どう対処していいのかわからないがために結局亡くなってしまうということです。継母や継父が多いんじゃないかと思われるかもしれませんが、実際は、実母が多いというのも統計上出ております。

そして次に、虐待の体系が、大きく2つに分かれます。身体的虐待、性的虐待、心理的虐待は、意図的に行うという形なんですけれども、ネグレクトというのは、結果的にそういう状況になってしまうという、意図したものではないという背景がございます。

例えば、お母さんに精神疾患があつて、本当は朝起きてちゃんとご飯作って学校へ送り出してあげたいのだけど、朝起きれないがために、ご飯も作れない、だから子ども達はご飯も食べられない、学校に行かせられない。結果的に虐待の種類で見ると、ネグレクトという現状になっておりまして、虐待までいかななくても、育児が十分にできないという不適切な親子の状態をマルトリートメントと言っております。

このマルトリートメントな状態まで含むとっと多くのケースがあるのではないかと思います。

次のスライドになりまして、これは市の相談の統計になっております。令和4年度棒グラフで、新規で市で児童虐待を受け付けた件数になっております。令和4年度が238件ございました。ちなみに市の18歳までの児童人口がこの3月で14,926人ぐらいですね。1年間の出生数がだいたい535人。その中で新規の受付件数が238件という、非常に多いと私は思っているところです。

次のスライドです。私どもがやっております子ども家庭総合支援室ですけれども、大きく、看板が変わりまして、こども家庭・保健センターの中のこども家庭総合支援担当という形でお仕事させていただいております。国が言うところの子ども家庭総合支援拠点が、充実した形になっておりまして、市では令和2年4月より立ち上げて活動しているところでございます。

次のスライドです。市と県と、その母子保健がどういう役割分担をしているかといいますと、すべての子どもを対象とした子育て支援。これは市の行っている子育て支援サービス全てが該当するところでございます。この下にありますが、子ども家庭総合支援ということで、ネットワークにある子育て支援になります。

そして、要保護児童対策地域協議会から、さらに重症な、ハイリスクになった場合に、県のこども家庭センターが取り扱うという三層構造となっています。

次のスライドで、児童福祉法第25条のところを見ていただいたらわかるように、心配なお子さんを発見した方は、市町村もしくは都道府県に通告しないといけないと法律でもきちんと規定されていますという法的根拠の条文になっております。

次のスライドも同じです。児童福祉法に明記されているのと同じく児童虐待の防止等に関する法律にも、心配なお子さんがいれば通告してくださいという、法的根拠を挙げさせていただいております。

次のスライドです。なぜ、そういうことが必要かと言いますと、やはり子どもの問題というのは、家庭の中で非常に閉じられた環境であるということで、何が起きているか、その家庭の中でどうなっているのか非常に分かりにくいということです。

そして、その次に、子育て支援サービスが少ないということです。高齢者であれば介護保険があつて、いろいろなサービスが使えたりするんですけれども、基本、子育ては、お母さ

ん、お父さん、両親、家族がするものだ、という一般的な意識の中で使える子育て支援のサービスが非常に少ないということです。そして、成長発達過程の課題と問題行動の識別が難しいというところでは。

本当に、その子にその能力がなくてできないのか、それとも、そういうことを学ぶ機会がなかったからできないのかという識別が非常に難しいということがございます。

そして、一番問題だなと思うのは、人は自分が育てられたように自分の子どもにも知らず知らずに接してしまうので、虐待を受けた、暴力的に育てられた子どもは、つい自分の子どもも暴力的に育ててしまうという形です。この育児の仕方が、次の世代でも連鎖していく世代間連鎖の形がでございます。従来、芦屋は、ご家庭的にもしっかりされている方が多くて、芦屋に虐待なんてあるのみたいな感じで言われていたんですけども、最近は、そんなことないですよと言わなければいけない状況になっています。

また、それが、さらに次の世代に移った時には、もっと問題が複雑に大きくなっているんじゃないかなと、非常に心配しているところでもありますので、ぜひ、今の間になんとか、こちらのお力も借りながら問題解決に取り組めればなと思っています。

次です。これも皆さんにお願いしているんですけども、体罰はダメですよというのは、正式に法律でも定められています。でも、子どもの頃、叩いて育てられた世代の人たちは、自分が叩かれたから、別に叩いてもいいという形で、なかなかその意識を変えることが難しいです。

躰は必要なんですけれども、体罰はダメですよということを、まず皆さんのコンセンサスとして持っていただけるようにするには、一体どうしたらいいのかなというのを、ぜひ、お知恵を借りたいと思っております。

そして、もう一つのテーマでございます。社会的養育の推進というのを、今、国でも県でも力を入れて取り組んでいるところでございます。私たちもその必要性があると、非常に思っております。お子さんはご家庭の中で、ご両親に育てられるのが、一番だと思うのですが、中には親が育てたことによって、取り返しがつかないくらい子どもに傷が付いてしまったり、負担がかかってしまったりするようなご家庭があるのも事実です。そうなった時に、そのお子さんを親元から一時的に保護して、どこで育てるかということが、次の課題になってくると思います。日本の場合は、元々の児童福祉の成り立ちが、戦災孤児などを育てるところから始まっている関係上、大きな施設でこういった子どもを預かるというのが、主力になってございます。

現在、施設を大規模な施設ではなく、小さなグループホームとか、より家庭に近い状況で、子どもを養護できるようにと変わってきています。

それでも、まだ施設なので、そうではなく、家庭と近いところとなると、行きつく先としては里親さんという親の代わりをしてくださる親御さんの家庭の中で育てることが大事なのではないかなと感じております。

次のスライドになりまして、里親制度について、まだ、この里親という制度が正しく理解されていないと思っております。里親には、養育里親と特別養子縁組という2つの形があります。一般的な里親としましては、「温かい愛情と正しい理解を持った里親家庭を提供することにより、児童の健全な育成を図る」、それが家庭で、どうしてもうまく育てられなかった子に対して、そういう環境を提供するというところで、基本的には親の合意に基づいて、一時的

に子どもを自宅に預かり養育する。それを施設ではなく、自宅という形になっております。

県の児童相談所、西宮こども家庭センターが保護して、この養育関係というのは基本的には18歳で措置が解除されます。県では、この一時保護、家では育てられないとなった子どもを里親の所で育てている割合が、平成30年度で19.3%のお子さんです。それが、県としては、令和11年度までに47.8%まで上げるというのを目標に挙げております。まだ、里親の数も質も足りない状況でございますので、ぜひこの制度について正しく知っていただきたいということと、今、親御さんがいなくて、児童養護施設に入っている子どもよりは、圧倒的に、親の元には帰せないから、児童養護施設でというのが、大多数を占める状況です。なので施設ではなく、家庭に近い環境で育てられるような、体制を作りたいと願っているところでございます。

次のスライドになります、里親制度です。いきなり、よそのお子さんを預かるというのは非常にハードルが高いので、まずは短期で実施する季節里親、要は夏休みとかお正月とか、そういった期間だけ家庭で預かって、家庭の中のルールとか行事を知る、そういう季節里親から、養育里親、これはそのご家庭で18歳まで預かるという里親です。

そして、実際に養子縁組を求めるような、養子縁組里親と大きく3つに分かれています。里親になるというのは、相談があったり、研修があったり、登録があったりということで、一定の基準に達しないとなれない形になっています。

次が「里親になってみませんか？」というスライドです。「子どもと家庭の利点」ということで、ご自身の実子がいてもなれますし、いなくてもなれますし、ひとり親でもなれます。里親の利点としては、里親への養育費が出ます。ファミリーホームの開設までいけますよとか、色々あるのですけれども、保護された子ども達が、どこの施設に行ってるかまでは市では把握できないのですけれども、その子どもたちが、同じ校区内に里親さんがあれば、里親さん宅から小学校へ通えるのです。ところが、児童養護施設というのは、県下にもたくさんございませぬし、若干都市部から離れたところに多く建っています。そうすると施設に保護されてしまうと、転校もしなくてはいけなくなりますし、お友達関係も全部変わってしまう。できるだけ、子どもがあまり環境を変えずに、今の生活の中で生活をするために、ひとつの小学校区に、ひとつ里親ができるといいなと思っています。

次が、出前講座です。これは、里親についての事業は、県、こども家庭センターがメインでしています。里親はどんな制度で、どんな事があるのかとか、どうしたらなれるかみたいなものを前講座しています。無料で西宮のこども家庭センターでされていますので、この話聞かれて、もっと詳しく聞いてみたいというのがあれば、ぜひ広げていただけるとありがたいなと、私共一同、思っているところでございます。

市では、昨年の7月からショートステイ里親という制度を新たに始めました。ショートステイというのは、育児にちょっと疲れたとか、休憩したいな、でも近くにおじいちゃん、おばあちゃんもいないし、どうしようとなった時に、親御さんが頑張りすぎるのではなく、その手前で、お子さんをちょっと預けて休憩できるようにというものです。

高齢者や、障がい者の福祉サービスでは、ショートステイ事業は昔からあるのですけれども、子どものショートステイというのは、「養護施設で預かります」と言うと、ハードルが高くて。芦屋でも、年間1件か2件ぐらいしかなかったんですけど、それじゃあ本当に困っている時に使えないというのが課題としてございましたので、ショートステイの委託先を里親

さんをお願いしようということで、昨年7月からショートステイ里親というのを募集しています。

そうしたところ、今まで1回もお泊まりしたことがない、例えば、母子家庭で身内が少なく、このまま自分がどうかなったときにこの子が心配だから、ちょっと練習で、ショートステイで、一度お泊まりやってみたいんです、というご希望も出てきました。最初の何回かは、顔合わせをしたのですけれども、生まれてから1回も自宅以外で、お母さん以外とお泊まりしたことがない子が、思い切ってお泊りして、お泊りした先がすごく楽しかったみたいで、それから楽しく使えているようです。お母さんもリフレッシュできるし、子どもも違う家庭で楽しく過ごせるみたい。昔は、おじいちゃん、おばあちゃんの家とか、親族のところに泊まりに行くことが普通にあったと思うのですが、コロナ禍でそれができなくなったというのも大きいです。時代が変わってきている中で、人との関わりが減っているというのもございます。こういうショートステイ里親を定着させていきたいなど。やはり、そのためにはお願いする里親さんを増やしていくということも早急の課題と思っておりますので、この機会にご紹介させていただきました。お力添え頂けることに関しては、お願いしたいと思っております。

本日のお話としては以上でございます。どうもありがとうございました。

渡部会長 どうもありがとうございました。児童虐待と、里親を主にご報告を頂きました。それでは、委員の皆さんから、もう少し聞いてみたい、確認したいということがあれば、と思います。

平井委員 支援が必要な子どもを育てていると、子育て中に通報されてしまったという声を聞きます。

虐待してるわけではなくて、子どもの特性上騒いでしまうので、周りの方が心配されるという事案が出てしまいます。しょうがないと思っているのですが、親としては沈みます。そういう時にフォローがあるとありがたいと思います。通報されるのは仕方がないと思うのですが、すごく悲しかったというのをよく聞いてきたので、そのフォローが何かあればいいなと、聞きながら感じました。

久保田主幹 ありがとうございます。ご心配なことがあれば、「189(児童相談所虐待対応ダイヤル)」にご連絡くださいというのを告知させてもらったところ、やはり心配されてご連絡いただくことも増えました。国のルール上、48時間の間に、虐待かどうかの確認というのがありますので、こちらも本当に心苦しいなあと思いながら伺わせてもらうことも多々ございます。繋がったチャンスではあるので、お困りごとがないかとか、ご相談のきっかけにさせていただかないかなと思って、対応させていただいているところです。電話だけで終わるときもありますし、そのご家庭はこういう事情ですよということを、市のほうから、こども家庭センターにお伝えすることができます。その機会を前向きに捉えていただけるとありがたいと思います。

平井委員 こども家庭センターからではなくて、だいたい警察の方に通報されて、警察の方が来られると聞くんですけど、その後で警察の方は、地域のこども家庭センターに連絡されるということなんですか。

谷委員 先ほどからの虐待の件は幅広く通告しているものです。疑いがあれば通告しなければならない法律になっています。警察としては、虐待を認知すれば基本的には通告します。躰であっても、体罰があれば身体的虐待として通告します。その時に親御さんとかには、こども家庭センターに通告しますということは伝えます。

じゃあ、それがすべて、虐待として認定されて、親と子どもが引き離されるのかというと、そんなことは全くなくて。ほとんどは、一緒に生活してもらおうということです。今は核家族が多いので、おひとりで悩まれる方がおられれば、行政の支援につなげますので、ご理解していただけたらと思います。

平井委員 私たちは、警察に通報されるということは、そのまま市にも通報されていると思っています。市ではすごく手厚くしてくださっているんで、そこに情報がいくと、この子はこうですよというのを警察の方に情報がいかないのかなというお話をしてたんですけど。そこは必ずしも市に通報されるというわけではないという事なんです。

谷委員 基本的に、県の児童相談所に通告することになっています。

平井委員 こんなことがあったんですという相談をこちらからすれば、いろいろ相談にのっていただけるきっかけにも、確かになりますね。

久保田主幹 ぜひ、ショックだったということも含めて、こちらにご連絡いただけたらと思います。

入江委員 この里親制度も、虐待されてる方ばかりじゃなく、ストレスですごく疲れてしまって、親御さんが子どもを育てられなくなった人もいるのかなと感じました。

中谷委員 以前、神戸大学の人間発達科学部の先生がいらして、夏休みにホームステイ制度というのを提案くださって。希望する家庭で、地域の子を預かっていた時代があったんですけど。そういうことが、ざっくばらんにできればいいなと思います。時代が違うかもしれませんけどね。

竹内委員 政府も、少子高齢化が進んでいく中で、いろいろ議論されていますが、地域でどう支えていくのが大事だと思います。例えば、家の前を歩いている子どもさんに、「おはようさん」と声掛けすることが非常に大事じゃないかなと思っています。

箒を持って、塵取り持って、掃除をするふりをして、子どもさんが通ると、「元気か」と声掛けするんです。このごろは、向こうの方から、「おっちゃん、元気か!」とか。地域できちんと子どもを支えていく環境づくりが大事じゃないかなと思います。自治会も、そういう子育てをする環境づくりを、もっと市全体で推進していくのが大事ではないかなと。

やはり地域がどう支えていくかというのは大事です。そういう取り組みを進めていきたいなど。

もう一つ、自治会で取り組んでいますのは、ご近所作戦というのをやっているんです。お互いに近所同士で支えあっていこう。その家庭は、子どもさんがいるのか、いないのか、そういう家庭環境を、地域でよく知った上で、お付き合いしていこうということで、ご近所お互いに支え合おうというのを自治会の大きな柱にしております。

雰囲気も、非常に最近良くなってきて。子どもさんもどんどん表へ出てくれるようになったし、そして、掃除していると、「おっちゃん手伝おうか」とか、そこまで言ってくれるような、地域と家庭と行政が一体になって、子育てをする環境を作っていくことが大事ではないかなと思っています。

渡部委員 第3期の計画の中に、子育てで地域・家庭・行政が手をつないでいく、そういうのを入れていけると良いですね。

進藤委員 先ほど里親制度の話が出ましたが、私、5年6年ほど前まで、民生委員を兼ねていたのですが、10年ぐらい前の話ですが、ご近所に里親で、乳児を迎えたいというお話がありました。それが西宮のこども家庭センターの方から、本当に里親を受けてくれるかどうか聞いてほし

いということで、2人で行って1時間半ぐらい話をしたんです。40代ぐらいのご夫婦だったんですけれども、子どもがいないので、赤ちゃんの時から育てたいということで、報告書を書いて、電話をして連絡させてもらったんです。

その後、うまくいったかなと、その家の前を通るたびに、まだ、おむつを洗濯してる時代だったので、干してもいないし、どうだったのかなと気になりましたが、結果的にどうもダメだったみたいなんです。こちらは、時間割いて一生懸命聞いて報告書を書いて、その結果がどうだったかという連絡もなしです。せめてダメだったんですよとか、うまくいきましたという結果だけでも教えていただけたらなと思ってたんです。

今はどういう制度で、どうなのでしょう。

久保田主幹 里親委託する前に、民生委員さんに確認してもらうという手続きがあるのは存じ上げています。そのあたりの事務は、どちらかというところも家庭センターがされてるんですが、そういうふうに民生委員さん自身が思われたということは、担当には伝えておきます。

進藤委員 古い話なんですけどね。

久保田主幹 みんな、子どものために良かれと思って、一番良いことを何とかしてあげたいという思いのもとで活動されているので、それが繋がっていくということはすごく大事なのではないかなと。

進藤委員 里親制度を普及させたいと思われるのであれば、もう少しその辺のところを丁寧にしていただけたら、こちらとしても、また気持ちが違ってくるかなと。

渡部会長 ありがとうございます。平井さんに質問なんですけど、支援の必要な子どもの場合ですと、「個別の支援計画」というのが、保育所とか、幼稚園の頃、ないしは学校に行ってから作られてると思うんです。そうすると、ひとりの子どもさんを真ん中に、教育や医療や福祉や地域のいろんなキーパーソンがどういうふうに繋がるかということが話し合われて、支援計画に書かれていると思うんです。

先ほどの、通報されたことをきっかけに、新たに支援者になってもらったり、キーパーソンになってもらうようになると、ステップがひとつ進むわけですね。でも、今はステップとしては進んではないということ。どんなことがあれば、そういった通報がきっかけになって、理解者が増えていく仕組みになっていきそうでしょうか。

平井委員 一番しんどい保護者の方は、グレーゾーンと言われる、通常学級に在籍されていて、でも、少し学校には配慮をしていただきたい子を持つ方です。4月に、そういうお子さんは申し出てくださると、学校から言うてくださるんですけど、なかなか、保護者自身もどう伝えていかとか、伝えたんだけど、分かってもらえていない気がするという、ジレンマをすごく抱えてらっしゃる方がいます。

どのように対応したら、もっと広くサポートが回るのかなと。小学校から中学校、中学校から高校に上がるときに、個人情報なので、小学校の情報が学年上がるときに引き継いでもらえているのかとか、小学校から中学校にどのような感じで引き継がれているのか、支援学級の子を持っているお母さん方が、高校に上がるための情報をたくさん持っていた方がいいです。例えば、中間、期末で、他のクラスでテストを受けた実績を持っていることで、高校でもそのようにしていただけないですかと言えとか。それは、グレーゾーンのお子さん達にできるのかとか、実績を持っていた方がいいということ、そのものを知らなかったりとか。

トータルに知識の差と、経験と、また、グレーゾーンの方と、支援の方と、ちょっと違うと思うんです。なので、広く、大きなところで連携していただけたらと思います。

渡部会長 グレーゾーンの人も含めて、2007年に特別支援教育になってからは、校内委員会というのが、全ての小学校・中学校にありますので、そういう人達をサポートする校内での仕組みとか、特別支援教育支援員という人がいるとか、そういう仕組みが本来はあるはずなんですが、それが動いていないのですか。

平井委員 あります。動いているんですけど、それを、うまく保護者も活用できていないです。

渡部委員 それと、「個別の支援計画」は、個人情報ですけれども、工夫している自治体は、進級とか進学する時に保護者に返して、保護者から渡してもらう。機関から機関へは、個人情報の問題がネックになる場合は、保護者を交えて、次のところが「3者会談」を開いて、それを真ん中において、情報を共有して、そのまま申し送りする工夫もしているんですが、芦屋の場合はどうですか。

平井委員 グレーゾーンのお母さん方は、「支援計画って何」と聞かれる方も、もしかしたらいらっしやるのではないかと。学校側は、ちゃんと作ってくださっているのかもしれないんですけど、それをどう活用していくかというので、学校からもこういうものがあるんですという説明をしていただけると、こういうものがあつたんだねと、分かってくるのじゃないかなと。

支援計画があることによって、過去にこんなふうには指導が上手くいって、それを引き継いでもらえる場合もあります。それは、親のエゴでそうしてくださいと言っているわけでは決してないので、それがあつることによって、その活用方法がうまくいけば、回っていくのかなと思うんですが。なかなか難しいですね。

渡部会長 仕組みとか、制度とかあつるので、それをどう活用できるのか。これも計画の第3期の方に、引き継げればと思います。

続きまして、積み残しの質問についての回答があるようです。

久保田主幹 積み残しの回答です。私から回答させていただきます。

こんにちは赤ちゃん訪問事業のことで、進藤委員からいただきました「コロナ禍での感染対策がどのようにされていましてか」というご質問で、部屋の中でどれぐらいお話をされていたんですかということに関しては、大体1時間から1時間半ぐらいの面談を行っていました。それは、コロナ前とあまり変わりはありませんでしたんですけども、訪問するのが、すべて専門職、看護師や助産師が訪問しておりますので、そこに関しては感染対策をしっかりしまして、マスクもガウンもきっちりと着用した上での赤ちゃん訪問であつたと聞いております。

次に、渡部会長から「コロナ禍で、乳幼児健診自体を少し抑える、集まらないようにするという形が多かつたように思います。例えば、SNSで相談をしたり、テレビ電話を活用したりということは無かつたのでしょうか」ということなんですけれども、健診回数に関しては、今まで乳幼児健診のご案内は、この回どなたも来ていただいて結構ですという形で対応していましたが、乳幼児健診自体を予約制にしました。予約制にして人数を絞り、実施回数を増やす形で対応してました。

そして、どうしても集団の健診に行きたくないというご要望に関しては、電話での対応も行いました、ということで聞いてきております。

渡部会長 どうもありがとうございます。

大川委員 先ほどの里親の件ですけれども、年齢制限がという話ですが、里親、ショートステイの里親制度とかありますけど、年齢は関係ないものなのでしょうか。

久保田主幹 特別養子縁組里親というのがあります。全く元の親御さんとの戸籍を修正して、実子の扱いにして里子にするという特別養子縁組の場合は、実子と同じ取り扱いになる関係上、年齢制限というのが実はございます。ただ、その年齢制限も、だいぶ緩やかにはなってきております。もう一つ養育里親といいまして、先ほど言いましたような季節里親とか、週末里親とか、18歳まで子どもを親に代わって育てますとか、今回のショートステイ里親は、ちゃんと里親として登録をされていれば、特段年齢制限というのにはございません。ただ、赤ちゃんを預かりたいというのであれば、お若い方のほうが望ましいというのがあります。赤ちゃんを預かって、その途中で里親が変わるというのは、あまり望ましくないもので、どうしても若い方に委嘱する形になるという話を聞いたことがあります。

大石委員 里親制度のことなんですけど、子ども家庭総合支援室の方が迅速に動いていただけて助かるというケースが、学校では多くあります。

渡部会長 それでは、議題2の方に行きますので、事務局よろしくをお願いします。

事務局富田 議題2の第3期 芦屋市子ども・若者計画について、ご説明させていただきます。年度が変わりまして、委員の方も少し交代されましたので、計画のことから簡単にご説明させていただきます。皆さんのお手元に芦屋市子ども・若者計画の概要版があるかと思っております。こちらが、第2期の計画で、令和2年度から令和6年度までの計画になっております。今後、令和7年度から令和11年度までの5年間の第3期の計画を策定する予定になっておまして、この青少年問題協議会で、色々と委員の方にご意見をお伺いしたり、中身を揉んでいただいたりということ考えています。

この計画の内容ですけれども、概要版の(2)で、計画の位置づけ・対象・期間となっておりますが、この子ども・若者計画は、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」となっておりまして、子ども・若者の健やかな成長であったり、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援を行うための計画となっております。

計画の対象につきましては、乳幼児期から学童期の育ちを踏まえた上で、特に思春期から青年期・ポスト青年期までの子どもとなっております。

計画の期間は、令和7年度からの5年間ということで予定をしています。計画の趣旨は、(1)にございます。第3期の計画を作るにあたりましては、趣旨についても委員の皆さんとご相談して進めていきたいと考えております。

続きまして、スケジュールですが、令和5年度に、まずアンケートの内容についてご協議を頂きまして、年明けに、アンケートを実施したいと考えております。令和6年度に、そのアンケートも踏まえて、計画の策定に入っていきたいと考えております。令和7年4月に新しい計画がスタートする予定となっております。

本日は、簡単にアンケートのご説明をさせていただきます。

皆様のお手元に、前回行いましたアンケート項目がございます。前回は、中学生と、15歳から39歳の方ということで、2種類のアンケートを行っております。前回は、市内の公立中学校の2年生全員約500名の方を対象にアンケートを実施し、加えて市内在住の15歳から39歳の方を、無作為で、3,000名抽出して、アンケートを実施しております。

本日の協議会でも、地域・家庭・行政の連携などご協議いただいております。またご相談させていただきますまして、アンケートの項目も決めていきたいと考えております。

渡部会長 一つはアンケートがあって、もう一つは計画に関連する部署の進捗状況とか評価というのが、二本立てで、今の第2期の計画がこれから1年から1年半かけて評価されていくのだと思うんですね。それで、前回のアンケートの時に出された意見が、「15歳が重なっているんじゃないか」ということです。前回も、15歳から39歳に配ったアンケートの中に中学生が若干入っていたんです。それで、それを抜く必要があるんじゃないかと。配ってもいいんですけども、中学生については、中学校でアンケートを取っているから。回収した中から中学校の方に回さないと、中学生が両方に出てくるので、前回、その15歳の扱いが微妙だったんですね。

そこを調整していただくといいんじゃないかと思います。それと、関連した各部署の進捗状況と評価というのは、なかなか全体像がつかめない。多様な項目が膨大にあるんですね。

それで、3の議事「その他」で、この黄色い冊子(教育費支援情報に関する自治体の広報のあり方)は後で見ていただいたらいいんですが、47都道府県と20政令指定都市と、それから20の中核市、23の施行時特例市、合計110の自治体の0歳から高校生まで、または、大学生までの子育て支援がどうなっているかというのを一覧にしております。

第3期の計画づくりに繋げる意味で、今日見ていただきたいのが、後から配りました印刷物を見ていただけたらと思います。①豊橋市ですが、通常、切れ目のない支援ということでは、結婚、妊娠期から幼児期までが多いのですが、豊橋市の場合は、小学生、中学生、高校生まで入れて、18歳までが、ご覧のような見取り図になっております。

市も、もう既にいろんな施策を打っているんですけども、前回ご説明いただいた分では、幼児期までの一覧になっていたと思うんです。それに小中高を加えるだけでも全体が「見える化」するのではないかなと思いました。

それから、前回の市の資料では、保健相談で、例えば予防接種とか、健診が中心だったわけです。この豊橋市の資料を見ていただきますと、交流・体験・講座等とか、地域の子育て支援等・教育・保育、それから経済的支援、その他というものが、どの年齢から、どういふふうにあるかというのが、一覧になっていて、見やすくなっております。

裏側を見ていただきますと、これは②草加市のもので、草加市は印刷物ではなく、ネット上に、こういう一覧があります。草加市の市独自の施策が緑色です。それ以外に、県の施策は「埼玉県へ」となっております。0歳児、幼児、小学生、中学生、高校生で、どのような制度があって、もしその情報が知りたければ、ここをクリックしてくださいと。

クリックすると国のホームページに飛んだり、県のホームページに飛んだり、草加市に関連のホームページに飛ぶようになっています。一覧表があるというところが便利かなと思うわけですね。

先ほども説明があったように、青少年問題というのは39歳までカバーする施策だから、その見取り図が我々の手元にはないことには、全体が把握できません。市が、妊娠・出産から39歳までを対象に実施している施策を一覧にして、「見える化」すると分かりやすいと思います。

3番目を見てください。これは、③大阪の池田市ですけども、池田市の場合は、高齢者、障がい者も含めて、妊娠・出産から、乳幼児、小中高、大学生、成人、高齢期まであります。

色分けしていて、医療は青色、子育てはピンク、保育所・幼稚園・学校は緑色と見やすくして、年齢を問わずに利用できるサービスが一覧になっているんです。

例えば、芦屋に転入してきた方や、芦屋に住まわれている方が、この一枚を持っているだけで、芦屋にどのようなサービスがあるのか分かりやすくなるのかなと思います。新たな施策を実施しなさいと言っているわけではなくて、今ある施策を並べてみるだけでも、ずいぶん違いますということです。

最後は、④茨木市の、妊娠・出産から40歳以上までに、どんな悩み相談が網羅されて配置されているかという一覧です。

これは、冊子の目次のところですので、こんな相談だったら5ページを見てくださいますか、こんな相談だったら14ページを見てくださいますかみたいなことで、一番上が子育て、次が学校・社会生活、真ん中が仕事・家計、その下が家庭・恋人、最後は心・身体となっているわけですね。第3期の計画づくりを進めると同時に、今ある芦屋の施策を「見える化」という作業を、一度やってみられたらどうでしょう。

そうすることによって、芦屋が、他には実施していない特徴のある施策を実施しているとか、こんな施策を実施したらいいぞというのが見えてくるんじゃないでしょうか。前回、お聞きした中では、芦屋は、せつかく5歳児の発達相談をしているのに、一覧表には載っていない。だから、一覧表を見た保護者の人は、「あれ、発達障がいを発見して、支援がスタートする5歳児相談はやってないのかな」と。いや、実際やっていますよと。

だから、そういう工夫をするだけで、ずいぶん違ってくるのかなというのが、今日の議事3の「その他」のところでお伝えしたかった事柄です。

では、議事2と議事3を合わせてご意見があれば。

山下副会長 さっきのお話を伺っていると、まだニーズが充分わかっていないところがあるというのを感じています。例えば、グレーゾーンのお子さんのお話で、教師からのサポートとして、一体、何を求めるのかということについて、十分にわからなくて、実は、本人も分かってなくて、なんとなく不安であるということかなという気もしています。

教師も、個別サポートではできることが限られてしまうので、どういうことが本来必要なのかということも、要望をきちんと出して、その要望のうち、どういうことができるのかという事については、少し詰めて考えていく必要があるという気がしました。

その場合に、教師と保護者という関係だけじゃなくて、学校の場合は、集団生活を行っているところなので、例えば、親御さんの不安が対人トラブルにあるとすれば、周りの人間の受け入れる力、周りの子ども達の支えあう力とか、受け入れる力というのは当然必要になってくるので、問題を切り分けながら、まず子ども同士の問題解決というところをどうするか。それがあつたら、親御さんの不安が軽減されるようだったら、それが必要になる。じゃあ、子ども同士の問題解決だけで済むかということ、実はそんなことはなくて、何かトラブルがあつた時に、被害を受けられた親御さんの方もかなり憤りがあつたりとか、悩まれたりということがあつて、それについての理解とか、寛容さというのが必要になってくるので、そういう意味では、保護者の皆さん相互の理解とか寛容さというのが必要になってきます。

まず、当事者の問題解決能力をどういうふうに高めていくのか、そのためにどんな手立てがあるのかということを考えていかなければ。その上で、教師を含めた専門職によるサポートが、そのニーズに応えるにはどういう形があり得るのか、切り分けながら考えて

いく必要があるのかなという気がしました。

その中で、市民のお力も当然、お借りしないといけないと思いますし、お互いに支えあう共助の仕組みづくりというのを、どう考えるのかということに力点を置かないと、うまくいかないのかなと。

薄い支え合いから、濃い支え合いまで、多層的に段階を考えながら、やっていかないといけないという気はしました。

ある高校の取り組みの一つに居場所カフェというものがあります。地元のNPOが企画して、寄付とかで賄うのですが、高校の教室の空いてるところとかを借りて、放課後に自由に飲食できるようなカフェを開いているんですね。

そうしたら、困ってる子が結構来て、ちょっとした飲食もできるからということであるわけですが、実は、家庭で十分に栄養補給が叶わない子ども達が、そこで栄養補給をしていくという面があったりします。だから、「お菓子自由に取っていいよ」といって置いとくんですけど、結構ごっそり持って行く子がいるんです。それは自分が食べるだけじゃなくて、帰って弟妹にもあげたいんだという話があったりする。そこには、まるっきり、先生とも親とも関係のない、わりあい年の近い若者が常駐していて、悩みを聞くわけなんですね。

その中で、これはちょっと専門家にバトンタッチしないといけないな、橋渡ししないといけないという案件が出てきたり、あるいは、話しているうちに悩みがちょっとクリアになって、「そしたら、自分でちょっとこうやって考え方変えてみるわ」というので解決するものもあれば、「じゃあ、ちょっとアルバイトを探してみるわ」という形で解決するものがあったりとかですね。そういう事例があるんですね。

これは高校の話なんですけど、芦屋市で考えていけば、中学校区単位とかで、何か考えていく事ができるかなと。

学校の先生方は、今も本当にギリギリのところで作っておられるので、これ以上のご負担をお願いするのは結構難しく、そうではない形で、しかし、拠点や場所は、学校のほうがいいときがあるんですね。

そういう具体的な仕組み作りというのを、一步踏み込んでしていってもいいかなと思いました。従来どおりだったら、アンケートを取って、どこにニーズがあるか、そのニーズに対応する施策を一個ずつ実施していきますよ、みたいな感じなんですけど、もうちょっと包括的な仕組みを作って何かしていけないかなと思いました。

渡部会長 豊橋市の資料をもう一度ご覧ください。義務教育だと中学生までですけど、高校生を市で把握しているということが重要だと思うんですね。小中学生を見ますと、「教育相談」というのが豊橋市にはあり、「子ども・若者総合相談」がありますし、いろんな相談事業、その下に、「文化芸術体験推進事業」、それから、「赤ちゃんふれあい体験」、「ほの国こどもサポート」とかですね。もうちょっと下にありますと、「子育て支援ショートステイ・子育て支援トワイライトステイ」だとか、「くすのき特別支援学校」の利用ですね。その下の方に行きますと「未来応援奨学金」とか、それから、「子ども医療費の助成」、「学生服等のリユース」、「子どもの居場所づくり」、「フードバンク活動支援」とかあるわけですね。ですから、実際に、芦屋でもう既にしているものもありますし、先ほど山下先生が言ってくださったような、中学校区単位でアイデアを出して作っていくぞ、みたいなものがあれば、これも面白いかなと思うんですが。

では、この「見える化」を、幼児期までではなくて、小中義務教育段階、さらには、高校、青年、成人期まで繋ぐことについて、田嶋委員、久保田主幹、何か、こんな形だったらできるかもとか、何かございますか。

田嶋委員 確かに、こういった表があれば、見やすいのかなと感じました。子ども・若者計画は39歳までということになりますので、そこまで計画上はあるんですけども、こういった子育て支援というところの枠組みでいきますと、なかなか難しいのかなということですね。やはり、中学生までというのが、義務教育でございますので、市としても一番分かりやすいのかなと思います。

0歳児から15歳までというのは、表は作れないことはないと思います。他市の資料を見せていただいて、目から鱗が落ちた状態でございます。今度の計画につきましても、39歳までというのがあるんですけども、市が一番手厚くしていきたいと思っているのは、子育て世代ですので、そこに力を入れていきたいと思っておりますので、こういった形ができればと感じております。

久保田主幹 今、こども家庭・保健センターでは、「健やか親子21」と「健康増進福祉推進計画」、「自殺対策」、「行動計画」も含めた形で、衛生部門での計画作成を今年度やっております。

今回、こども家庭・保健センターということで、こども部門も一つになってきましたので、それこそ妊娠期から高齢者に至るまでの一貫した体制であったり、支援形態というのを「見える化」することが可能なのであれば、ぜひ作っていただけると、お話を聞いて思っておりました。それぞれの部局で、それぞれの取り組みをいろいろやっているんですけども、なかなか全体を俯瞰して見る機会というのがございません。特に芦屋は、これまでも、乳幼児期は、かなり手厚く取り組みを進めてきたんですが、思春期あたりの10代の子たちに対する取り組みというのは、学校にお任せするみたいな形でしたし、学校も、公立だけではなく、芦屋の場合、私学に行かれる方も多くて、私学で不登校になった場合、適応教室も通えなかったりというような、目に見えていない問題というのがいろいろあるのではないかなと思っておりますので、それがこの機会に、ちょっと明確になって、支援の手が差し伸べられるのであれば、それが必要なんじゃないかなと思います。

渡部委員 今日提案していただいた、子ども・若者計画、5年計画でありますけれども、もうひとつ、子ども・子育て支援事業計画（子育て未来応援プラン「あしや」）というのが、5年間で、令和6年度までですね。そうすると、芦屋の場合、令和6年度からの次の計画をまた立案していこうと。

久保田主幹 そうですね。子ども・子育て支援事業計画と母子保健計画というのは、また別になっています。それがちょうど、来年度から5年間で、1年ずれているものを、一本化して行く必要があるのではないかという話をしているところです。

渡部委員 110の自治体を調査した中で、いくつかですけども、子ども・若者計画も入れて、トータルに、3つの計画が走っている感じのところがあって、分かりやすく、見やすいところもあつたりしますので。あまり無理のない範囲で可能なところで、統合していくと面白いんじゃないかなと。

久保田主幹 もう既に県が、そういう形で実施していますので、そういう方向になっていくのではないかなとも思います。

渡部委員 分かりました。では、本日参加していただいて、一言ずつ何か、第3期に向けて、こんな

のはぜひ入れてくださいというものがあれば、一言ずつお願いします。

平井委員 どこに相談に行くにも、市内でまとまっていて、すごく通いやすいです。保健センターだったり、市役所だったり、訓練にしても、すごく通いやすく、すごく手厚いと思っていて。また、こういう会に参加させていただいて、色々と改善されてるというのもよくわかって、すごく勉強になりました。

まず、どこに相談すればいいのかなというところからスタートした子育てだった気がするんですけど、それを、どの年代の子育ての悩みでも、どこに相談すればいいのか、わかりやすい資料作りが、その一歩だったらありがたいなと思います。

入江委員 先ほどお伝えした保護者のお話ですけれども、学校はすごくよくしてくださっていて、もう密に電話もしてくださって、保護者の方はすごく助かっておられるみたいです。また、平井委員の話聞いていたら、市も、かなりきちんと、いろんな施策をされているというのも、すごく感じた反面、先ほど山下副会長からお聞きした共助というもの、そういうの全然関係ないよと思っておられる方が、もう少し子育てとかに関心を持ってくださって、困った子がいたら、ちょっと声を掛けたり、竹内委員がおっしゃったように地域での子育てというのがすごく重要なのだろうなと思うんです。だから、そういうところを何かできないかなと思います。

関係機関は、本当に精一杯してくださっているのはすごく感じるのですが、関心のない市民の方が、こういうことに関心を持ってもらえるにはどうしたらいいのかなというのは、すごく感じます。まずどこに言って行けばいいのか分からないというのは、本当によく聞くので、「見える化」というのは、ぜひしていただきたいと思います。

中谷委員 市が実施されているかどうか、ちょっと把握できていないんですが、全小学校と全中学校に、先ほど、山下副会長がおっしゃったようなカフェですね。別室的な、学校に行きにくい子、教室に入りにくい子と一人の子。その子たちが、すっと行けるような居場所があればなと思います。

その居場所で話を聞いてくれる人、それが、カウンセラーとか、先生じゃなくて、ざっくばらんに喋れる方、そういう方がおられたら、そこで聞いた声を先生に、先生からいろんな機関に連絡してくださるという、そういう場所があればいいなと思います。

竹内委員 若いお母さんたちが、芦屋で、子ども達を育ててみたいと思うような芦屋のまちづくり。芦屋市は、国際文化住宅都市と言われていて、一度は住んでみたい、住んで良かった、住み続けたいというテーマがあります。行政の大きな目的として、芦屋の子育ての環境を大きく構築していき、もう子育ては、芦屋に来てくれと言えるような、そういうことを発信できるような芦屋のまちづくりにしていったらいいんじゃないかなと思います。

進藤委員 話を聞かせていただいて、芦屋の教育委員会もこういうふうに一生涯懸命、子ども・若者計画を作ってもらっちゃるということを、市民の関心を引く、どういうふう目に届くようにするのかということが、私は問題だなと思っております。

今度、市長さんも、子どものことに関して一生涯懸命すると仰っているのですが、市長さんも巻き込んで、気がつかない親御さん、保護者にどういうふう、目を向けさせるかというのが、一つの課題かなと考えております。

谷委員 全国的に悲惨な児童虐待の事件が起きていますので、この先、芦屋では絶対起こさせないように、署員一同、適切に対応していきます。一方で、一般の方から通報があって、警察官が

行って、虐待と疑われてショックを受けられる親御さんもおられるので、今一度、説明をちゃんとしていきたいと思います。

田嶋委員 色々ご意見頂きまして、ありがとうございます。子ども・若者計画については、ご意見を参考にしながら、アンケートもスタートしながら、やっていきたいと思っています。その中で、先ほどの周知というところで、私も、自分の住んでいる市町村の計画というのは、なかなか存じ上げないところがありますので、難しい、行政の一番の課題だと思いますけど、そういうところも踏まえて、周知も含めて、頑張っていきたいと思います。

久保田主幹 芦屋で長く、子育て支援、児童の支援をさせていただいておりますが、本当に、お困りになっていらっしゃるお母さんたちが、子どもに一生懸命向き合っている姿を、ずっと拝見してきております。少しでもお役に立てるようと思っていますので、今後とも、どうぞよろしく願いいたします。

大川委員 今回もそうなのですが、里親問題などもそうですけど、いつも勉強させていただいて、ありがたいなと思うのですが、やはり、もっと多くの方にこういった機会をいただけるのになという思いもしました。

いろいろ相談するという話があったんですけども、保護者から相談とか受けるんですけども、当事者の方に直接話を聞きたいということが多いです。

障がいを持って困っているお母さん達は、例えば、高校生なら大学生の障がいを持っているお母さんの話を聞きたいと。やんちゃしてしょうがないんだけど、障がいとかではないんだけどというので、その子が中学生になったら大丈夫、落ちつくよという話を聞かれると、とても安心されたりというのが、私の経験上多かったので、経験された方のお話を聞ける機会というのもあればいいなと思いました。

大石委員 不登校の問題で、別室も用意をしているわけですが、なかなか、そこまで来られない生徒も多いです。本日、会議に参加させていただきまして、保護者の悩みというところを、ものすごく切実に感じました。これからは、保護者の悩みや、不安を話し合ってもらえるような、親の会みたいなものを学校とか、校区でできないかなというようなことを考えました。

渡部会長 ここで、事務局にお返ししたいと思います。

事務局花尾 渡部会長、司会進行ありがとうございました。まとめも含めて、閉会の挨拶を、山下副会長、よろしく願いします。

山下副会長 本日は皆さんお忙しい中、ご参集いただきまして、また、熱心にご発言いただきまして、ありがとうございました。次の第3期の計画に向けて課題が見えてきたかなという気もします。ただ、どういうふうにすればいいかというのは、なかなか見えなくて、もどかしいような気持ちも残っているところです。

芦屋市は、先般の市長選挙で新しい市長になられたので、心機一転、新しい取り組みというものがされていって、100あるうちの、5変わる、10変わるぐらいのことでいいと思うので、そういうことができなければ、それが集まって全体として100ぐらい変わったかなということでもいいと思うので、そういう小さな一歩が踏み出せて、集まるようなことができなければなど。でも、これは、市民一人一人が考え方を変えないといけないとか、スキルを高めないといけないとか、あると思うので、そういうことができなければ、その時に、それじゃ難しいとなった時に、その難しさをちょっと超えるような手立てとか考え方が共有できていけばいいかなと思いました。

グレーゾーンのお子さんをお持ちの親御さんは、すごくご苦労されてるという話もあったんですけど、やはり周りからすごく責められるんじゃないかというような不安感とかがあると思うんですが、そんなことが解消できるというか、責める側も責める側で、責めすぎてもいけないよねというようなことをわきまえて、そういうことわかってるよということをお互い表現し合えるような、そういうきっかけが必要なのかなという気がしました。具体的な形になっていけばいいかなというふうに思います。また、次回もいろいろ皆さんのご意見を伺えるのを楽しみにしております。

事務局花尾 ありがとうございます。本日は皆様の活発なご意見のおかげで、非常に有意義な会議となりました。長時間誠にありがとうございました。これにて、令和5年度第1回芦屋市青少年問題協議会を終了致します。